

## 「成城法学」の発刊に当って

ここに「成城法学」第一号をおくる。

成城大学に法学部を創設するということは、もともと成城学園創立六十周年記念事業の一環として企画された。この機会に、既存の経済学部と文芸学部を法学部を加えて、成城大学を人文科学系の総合大学にしようという学園の希望に基づく。

このプロジェクトを策定してから二年、幸いにして多くの関係者からの力強い激励と絶大な支援を得て、計画は順調に進行した。そして、成城大学法学部は、まさに学園創立六十周年に当る昨年すなわち昭和五十二年四月一日から開講する運びとなった。開講と同時に、当然のことながら学部機関誌としての「成城法学」の発刊が計画された。そしてここに、その創刊号を発刊することになったのである。この号が、成城大学法学部創設記念とともに成城学園創立六十周年記念の表題を冠するゆえんである。

ところで、周知のように、わが国では、多くの大学で法学部が設けられている。そして、それぞれに特色ある学風と有能な教授陣をもち、価値高き成果を挙げていられる。このような多くの強力な大学法学部の間に伍して、われわれの法学部は、それが日本の法律学、さらには口幅つたい言い草を許されるならば世界の法律学の発展に対して何らかの寄与をなしうるためにどんな独自性をもつべきであるか——いうならば、われわれの法学部はその存在

の理由をどこに求めるべきであるかは、この学部創設が前記の理由に基づいたとは自ら別の角度で考えられるべき問題である。

わたくしは、この点について別の機会に、次のように書いた。

「近代市民社会の法には、ちょうど近代市民社会そのものがそうであるように、世界的な普遍性があり、各国の法の間に通ずる点が少ない。」

それにもかかわらず、また一方で各国の法の間には、多くの特殊性があり、相違する点が少ないことも、広く知られている。例えば、国家、人（権利能力）、犯罪、所有権、契約、婚姻などの諸概念は、カテゴリーとしては共通しているが、その具体的内容は決して同一でない。また社会がその秩序を維持するために、法律に依存する度合いはもちろん、その法を実現してゆく過程にもかなり大きなちがひがある。そして、この特殊性が、法を成り立たせる基盤になっているその社会、その国の歴史、文化、社会構造、法感情、法意識、経済、政治などの社会的諸事実、いうならばその「法的風土」に由来するものであることも周知のところである。さらに言えば、近代市民社会のもつ法の普遍性そのものさえもこの社会的法的風土から生まれた。

したがって、法をその社会や国のもつ法的風土の中でとらえ、を通して近代市民社会のもつ法の普遍性と特殊性、そしてその相関関係を十分に分析し理解しない限り、外国の法はもとより、自国の法さえも十分に正しくは理解し運用することができない。ところが、そうと分っているにもかかわらず、日本の法律学には、そのような視野に立って積極的に研究する試みに乏しかった。

昨年（昭和五十一年）六月、経済協力開発機構（OECD）は、日本の社会科学に関する報告書で、その教育は「書物から学んだ、日本とは全く異なる社会に関する研究から引き出された一般原理を学生に伝えるだけであり」、またその研究は、多くの優秀な研究者がいるにもかかわらず大部分が高度の抽象概念を用いるものであり、各研究者

個人の「机上」の研究にとどまり、そのため、経済学などの若干の例外はあるが「本質的には派生的であり、独自のとは言いがたい。また、日本の社会科学者たちが、国際的な社会科学の理論の発展に寄与したことは、比較的になかった」と述べた。法学は、幸か不幸かこの報告書にいう社会科学の対象とされていない。しかし、このような学問的体質は、明治以来西歐化を至上命令とし、これを通して日本を「先進」西歐諸国に伍せしめようと努めて来た日本の社会的要請と、その要請に応えようと努めて来た日本の社会諸科学に共通に骨がらみになっているところである。ひとり法学だけがこれから名譽ある孤立を守っていられるわけのものではない。

成城大学が法学部を設置しようと決心したゆえんの第一は、前述のようなアプローチによる、いうならば普通の中に特殊を見、特殊の中に普遍を見ろという国際的視野をもった法律学、OECD的に言えば、派生的でなく独自のな、世界に通用する日本の法学を積極的に研究し、この法学を身に付けた人々を世に送ることが、日本の今日の社会的要請に応えるだけでなく、今日の日本の国際的地位、その文化的高さからして、日本の国際社会に対する責務であると考えただけである。その第二は、成城学園が伝統的にもつ個性尊重の精神と自由な雰囲気は、このような法学を育てるについて最良の土壌を提供しようと思われたからである。」(法学セミナー増刊「法学入門」一九七七年版(日本評論社)所収)。

われわれがとろうとする方向のおおよそは察していただけたと思う。

もちろん、それが言うは易いが、行うにははなはだ難いものであることは十分承知している。しかし、その道がいかに険しかろうと、われわれは一步一步前進してこの初志を貫く決心であり、その成果は、逐次「成城法学」の誌上を通して世に問うつもりである。

おおよそ学問が育つためには、その成果が世に示され、それが多方面からの批判と評価とにさらされることを必要とする。批判と評価こそは学問成育の不可欠な糧なのである。本誌は、われわれ法学部のスタッフの仕事が、批判

と評価とにさらされる唯一ではないが、もっとも重要な媒体の一つである。本誌が、多方面からの厳しいがしかし公正で暖かい批判と評価とを永い将来にわたっていただき続けることができるならば幸いである。

昭和五十三年三月一日

法学部長 三 藤 正